随 意 契 約 結 果 表

担　当　課　名	下水道課		
案　　件　　名	三田市つつじが丘ポンプ場活性炭吸着塔修繕工事		
案 件 の 概 要	活性炭入替工事		
随意契約の種類	○ 随意契約　　◉ 単独随意契約		
契 約 年 月 日	令和　8　年　1　月　26　日	契約の相手方	近畿環境サービス株式会社
契　約　金　額	1,729,200 円　（うち消費税相当額　157,200 円）		
契　約　期　間	契　約　を　行　っ　た　日　～　令和　8　年　3　月　13　日　まで		
随意契約とした理由	つつじが丘ポンプ場において場内の臭気を除去するために活性炭吸着塔を設置しているが、現在場内の臭気が強くなっていることが確認された。このままでは近隣住宅に臭気が飛散することが危惧されるため、緊急に活性炭入替を行う必要がある。 今回、工事依頼を行う近畿環境サービス株式会社は、つつじが丘ポンプ場の維持管理業者であり、装置の構造にも精通していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5(緊急を要するもの)の規定により単独随意契約を行うものである。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 5 号の規定による。 (緊急の必要があるもの)		